明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令の一部を改正する省令（**厚生労働**一四四）　一

〔告　示〕

○保険業法第二百七十三条第一項第一号の規定による同法第百八十五条第一項の免許の失効に関する件（**金融庁**五一）　一

○過疎地域を区域とする市町村を公示する件（**総務・農林水産・国土交通**七）　二

○日本国に帰化を許可する件（**法務**四六〇）　二

○ハイフォン港税関機能強化計画のための贈与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**四九〇）　二

○千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約の千九百八十八年の議定書への締約国の追加に関する件（**同**四九一）　三

○食糧援助に関する日本国政府とモルディブ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**四九二）　三

○千九百九十五年の国際穀物協定の有効期間の延長に関する件（**同**四九三）　三

○食品衛生法施行令に基づく登録養成施設の登録取消しの件（**厚生労働**四三三）　四

○食品衛生法に基づく登録検査機関の代表者の変更の件（**同**四三四）　四

○家畜改良増殖法第十四条第一項第一号の証明書を発行することができる法人として指定した件（**農林水産**一四〇三）　四

○植物性たん白の日本農林規格の一部を改正する件（**同**一四〇四）　四

○植物性たん白についての製造業者等の認定の技術的基準の一部を改正する件（**同**一四〇五）　五

○ウスターソース類の日本農林規格の一部を改正する件（**同**一四〇六）　五

○ウスターソース類についての製造業者等の認定の技術的基準の一部を改正する件（**同**一四〇七）　五

○保安林の指定をする件（**同**一四〇八）　五

○砂防法第二条の土地を指定する件（**国土交通**一〇四六）　六

○気象測器の型式を証明した件（**気象庁**七）　六

○航路標識に関する件（**海上保安庁**二五九～二六二）　七

○道路に関する件（**関東地方整備局**三〇六）　七

〔国会事項〕　七

〔人事異動〕

内閣　消防庁　法務省　財務省　財務省・農林水産省　農林水産省　林野庁

〔叙位・叙勲〕

〔官庁報告〕

国家試験

第六十四回作業環境測定士試験の実施（厚生労働省）

〔公　告〕

諸事項

官庁

建設業の許可の取消処分関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

特殊法人等

弁理士登録関係

会社その他

省　令

○厚生労働省令第百四十四号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）第二条第二項の規定に基づき、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十月五日

厚生労働大臣　長妻　昭

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令の一部を改正する省令

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令（平成十八年厚生労働省令第七十号）の一部を次のように改正する。

表北海道の項市町村名の欄中「上湧別町　湧別町」を「湧別町」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○金融庁告示第五十一号

ジェンワース・モーゲージ・インシュアランス・コーポレーションが日本における保険業を廃止したことに伴い、保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十三条第一項第一号の規定により同社の同法第百八十五条第一項の外国損害保険業免許がその効力を失ったので、同法第二百七十四条第四号の規定に基づき告示する。

平成二十一年十月五日

金融庁長官　三國谷勝範

○総務省　農林水産省　国土交通省告示第七号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第三十二条の規定により読み替えて適用される同法第二条第一項の過疎地域をその区域